

令和6年度 定期監査報告書

令和7年2月27日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、監査の実施方法等の監査計画を定め、壱岐市一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理について、地方自治法その他関係法の定める内容等に基づき監査した。

第2 監査の種類

定期監査【後期】

第3 監査の対象

令和5年度・令和6年度（12月末日まで）の壱岐市一般会計、特別会計及び公営企業会計

第4 監査の着眼点（重点項目）

- 1 市単独の補助金・助成金について
- 2 税（延滞金含む）・使用料等の収納状況及び未収金（債権の分類状況等）について
- 3 資金前渡（光熱水費・電話料等）の処理状況について
- 4 歳計外現金の取扱いについて
- 5 工事及び委託契約の締結状況について
- 6 繰越事業の発注等進捗状況について
- 7 庁用車の運行管理について
- 8 職員の勤務状況について
- 9 指定管理者制度導入施設について
- 10 備品管理について

第5 監査の実施内容

- 1 監査基準日 令和6年12月31日
- 2 実施期間 令和7年2月3日から2月6日までのうちの3日間
- 3 場所 市役所芦辺庁舎第2会議室、市役所勝本庁舎第4会議室
- 4 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治
- 5 監査の手続 被監査部署へ提出及び提示を求めた資料及び書類について、財務に関する事務の執行状況、事業の管理状況が、法令等に適合し、正確かつ効率的に執行されているか、例月検査の結果、前回までの監査等で指摘した事項の是正等の確認に主眼をおき、関係職員からの説明又は報告を求め、必要に応じ、関係諸帳簿及び証憑書類と照合等の手続きをとり、試査により実施した。

6 監査の実施日及び被監査部署

実施日	被監査部署
2月3日	教育総務課、社会教育課、健康増進課、環境衛生課、芦辺支所
2月4日	消防本部、保険課、長寿支援課
2月6日	建設課、勝本支所、議会事務局、家畜診療所、上下水道課、監査委員事務局

第6 監査の結果

令和5年度及び令和6年度（12月末日まで）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法、適正かつ効率的に執行されているかについては、法令、条例等に違反する重大な事実は認められなかった。

しかしながら、事務の執行について、下記の指摘事項等のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭等で改善を求めた。

1 意見

- (1) 各種団体へ交付している市単独補助金・助成金について、団体の事業内容を十分精査のうえ、適正な執行を行うこと。

なお、団体から提出された決算報告書については、補助対象経費とそれ以外の経理区分を明確に記載するよう指導を行うこと。

- (2) 業務上のリスク発生の可能性について、所属内での把握、検証等に努め、内部統制機能の強化を図ること。

特に、例月現金出納検査、定期監査等で、指摘・指導事項とした事案については、その措置状況を所属内で情報共有するとともに、異動等の際には、改善途中や未着手などの進捗状況を確実に引き継ぐこと。

2 指摘事項等

- (1) 教育総務課

【指導事項】

ア 奨学金運用基金未収金（納期到来分）10件1,973,000円、旧勝本町奨学資金貸付金18,000円の回収整理に努めること。

イ 借用書（奨学資金貸付金）の保証人署名で、同一筆跡と見られるものがあるので、借入本人、保証人が自署するよう指導をすること。

- (2) 長寿支援課

【意見】

敬老事業補助金について、交付決定後概算払を行い、精算までに数か月を要する団体が散見される。各団体において事業を適切に実施のうえ、完了後は速やかに実績報告を行うよう指導の徹底を図ること。

(3) 建設課

【指導事項】

市営住宅使用料未収金現年分8,082,200円、滞納繰越分17,484,970円、駐車場使用料未収金現年分578,590円、滞納繰越分216,996円の回収整理に努めること。

(4) 家畜診療所

【指導事項】

病傷事故診療手数料未収金現年度分101,367円、病傷事故外診療手数料未収金現年度分693,650円、滞納繰越分375,254円の回収整理に努めること。

(5) 上下水道課（水道事業会計）

【指導事項】

水道使用料未収金現年分12,859,570円、滞納繰越分72,409,464円の回収整理に努めること。

【意見】

納税組合報奨金の交付については、水道使用料の収納効果等検討し改善する必要がある。

(6) 上下水道課（下水道事業会計）

【指導事項】

ア 公共下水道使用料未収金現年度分1,208,460円、滞納繰越分698,160円、漁業集落排水処理施設使用料未収金現年度分528,670円、滞納繰越分883,670円の回収整理に努めること。なお、内4件が長期にわたり滞納となっているので、徴収促進の取組を強化すること。

イ 公共下水道使用料預り金8,700円、漁業集落排水処理施設使用料預り金2,250円について、速やかに還付金等の整理を行うこと。

【意見】

下水道への接続率は、令和5年度末現在66.11%であり、対象区域世帯への加入促進に努めること。

第7 措置状況について

監査の結果に基づき指導事項に対する措置を講じた場合は、令和7年8月26日(火)までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。